奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置一覧（令和８年度）

	商号又は名称	所在地	入札参加 停止期間	適用条項	入札参加停止理由
1	株式会社大林組	奈良市高天町３８番地３	令和８年５月１日から令和８年６月３０日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第７項第４号イ	同社は、代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩（こま）トンネル新設工事（東工区）」（山梨県富士川町）において、令和６年１０月４日に発生した労働災害に関し、所轄の鰍沢労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。 このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社及び同社の社員2名が、令和８年３月２４日に鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
2	株式会社岡島電設工業	奈良市三条大路２丁目2-54-101	令和８年６月１日から令和８年９月３０日まで（４月）	第３条第１項及び別表第２第５項第２号ア	同社は、京都府木津川市内の民間工事において、元請負人が建築一式工事にかかる建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業許可を有していないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で、同号の政令で定める金額以上で建設工事請負契約を締結した。 このことが建設業法第２８条第１項第７号に該当するとして、奈良県が令和８年５月１日付けで建設業法の規定に基づく営業停止処分を行ったため。
3	株式会社中造園	奈良県葛城市西辻352-1	令和８年６月１０日から令和８年８月９日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第５項第３号イ	同社の経営業務管理責任者及び営業所技術者２名は、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた。当該出向期間中、上記３名は同社での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第７条第１号及び第２号に違反する。 このことが建設業法第２８条第１項本文に該当するとして、奈良県が令和８年５月８日付けで建設業法の規定に基づく指示処分を行ったため。
4	株式会社ビケンテクノ	大阪府吹田市南金田2丁目12番1号	令和８年６月１０日から令和８年１０月９日まで（４月）	第５条第３項及び別表第２第７項第４号イ	同社は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に違反したとして、令和８年４月２１日付けで国土交通省近畿地方整備局から、同法第８１条の規定に基づく指示処分及び同法第８２条第２号の規定に基づく業務停止処分を受けたため。
5	株式会社カナデビアエンジニアリング	大阪府大阪市大正区鶴町二丁目１５番２６号	令和８年８月１０日から令和８年１０月９日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第５項第３号イ	同社は、建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、近畿地方整備局が令和８年６月１９日付けで建設業法の規定に基づく指示処分を行ったため。
6	株式会社竹中土木	大阪府大阪市中央区本町四丁目１番１３号	令和８年８月１０日から令和８年１０月９日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第７項第４号イ	同社の社員は、施工中の工事において、令和７年８月５日に作業員が足場組立中に足を踏み外し転落した際に左肩を負傷する事故が起き当該作業員が４日以上休業したにもかかわらず、下請会社と共謀して所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。 このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社の社員が令和８年６月１０日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
7	協和テクノロジィズ株式会社	大阪府大阪市北区中崎１－２－２３	令和８年８月１０日から令和８年１０月９日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第７項第４号イ	同社は、登録検査等事業者としてその登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務等を行い、無線設備等の点検の結果を免許人に偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和８年５月１９日付けで電波法の規定に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けたため。
8	みらい建設工業株式会社	大阪府大阪市北区大淀南一丁目４番15号	令和８年９月２５日から令和８年１１月２４日まで（２月）	第３条第１項及び別表第２第７項第４号イ	同社及び同社社員は、名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」において、工事の施工にあたり、石材を水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかった。 このことが、港則法に違反するとして、令和８年７月１７日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
9	吉井建設株式会社	奈良県葛城市北花内７３５－１－２	令和８年１０月２６日から令和９年１月２５日まで（３月）	第３条第１項及び別表第２第５項第２号イ	同社は、郡山土木事務所発注の舗装工事に係る入札において、舗装工事に関する１０年以上の実務経験がないにもかかわらず、競争入札参加資格確認申請書（様式S6H配置予定技術者の資格・工事経歴報告書）及びその添付書類（実務経験証明書）に実務経験を有すると偽って記載し、資格要件を満たさない者を技術者として配置した。 このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、奈良県が令和８年９月１５日付けで、建設業法の規定に基づく「営業停止処分」を行ったため。
10	株式会社さざんかコーポレーション	奈良県大和高田市中今里町１０－２０	令和８年１０月２６日から令和８年１１月２５日まで（１月）	第３条第１項及び別表第２第５項第２号イ（幇助）	同社は、他社が受注する郡山土木事務所発注の舗装工事に係る入札において、同社の元技術者で現在は他社の技術者について、舗装工事に関する実務経験がないにもかかわらず、実務経験を有すると偽って記載した実務経験証明書を他社に提出した。これにより他社が競争入札参加資格確認申請書（様式S6H配置予定技術者の資格・工事経歴報告書）に実務経験を有すると偽って記載し、資格要件を満たさない者を技術者として配置したため建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けた。 同社が偽って記載した証明書を他社に提出することにより他社の建設業法違反を幇助することとなったため。